

## 建設経済常任委員長報告

令和7年12月23日（火）

それでは、建設経済常任委員会を会期中の12月17日、閉会中の9月29日に開催いたしましたので、その審査の経緯と結果等の概要を報告いたします。

初めに、議案第51号柳井市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から、ほかにも開発行為の面積の最低限度を緩和している自治体はあるのかという質疑に、県内では下関市、宇都市、周南市、長門市の4市が緩和している。全国的にも維持管理が困難な公園が増えてきているので、同様の条例を制定している自治体は増加してきているという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第51号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第56号柳井市基金条例の一部改正についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第56号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第59号柳井市市有林野条例の一部改正についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第59号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第60号柳井市下水道条例の一部改正についてです。

執行部から補足説明の後、委員から災害などの際にほかの自治体の業者に工事を依頼することができるということだが、ほかの自治体とはどの範囲までか。また、ほかの自治体も同様な条例を改正される予定になっているのかという質疑に、全国の市町村の指定工事店を想定している。また、ほかの市町村でも同様の改正を行っているという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第60号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第61号柳井市農業集落排水施設条例の一部改正についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第61号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第64号柳井市大畠観光センターの指定管理者の指定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第64号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第65号アクティブやしないの指定管理者の指定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第65号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第68号字の区域の変更についてです。

執行部から補足説明の後、委員から字の区域の変更はすべて終わったのかという質疑に、伊陸中央第1換地区、伊陸中央第3換地区および伊陸中央第4換地区が残っている

という答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第68号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第69号市道路線の認定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第69号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第70号市道路線の廃止についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第70号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、分割付託となりました議案第71号令和7年度柳井市一般会計補正予算（第3号）についてです。

執行部から補足説明の後、委員からYANACAは、カードとアプリで併用できるのかという質疑に、併用可能であるという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第71号中の本委員会所管部分は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算（第1号）です。

執行部から補足説明の後、委員からポンプ場の管理の委託を行っているが、どのような内容かという質疑に、通常の維持管理、定期点検、さらに大雨や台風に備えて現地に人員を配置しているという答弁がありました。また、委員から通常の業務は業者に任せているということだが、日報などで確認しているのかという質疑に、月に1回報告書を提出していただいているという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第75号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第82号令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算（第2号）です。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、議案第82号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

続きまして、9月定例会最終日に上程され、継続審査となつておきました令和6年度決算認定議案について報告いたします。令和6年度決算書及び決算成果説明書をご覧ください。

初めに、分割付託となりました認定第3号令和6年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

執行部から補足説明の後、建設部関係では、委員から227ページ12節の地質調査委託料で大規模な盛土の調査を行った結果、経過観察するということだが、早急に対応しなければならないのではないかという質疑に、市内に15か所ある大規模盛土造成地のうち、健全性の面で優先度の高い1か所について地質調査の委託を行った。その結果、第1次スクリーニングより盛土の範囲は少ないという結果が出た。今後、安全性を確認するため、ボーリング調査を行う計画であるという答弁がありました。

経済部関係では、委員から213ページの18節の企業立地促進雇用奨励金の対象者を尋ねる質疑に、柳井市に住まれて1年間勤められた方に対して新卒者は50万円、既

卒者は40万円支払うものであるという答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、認定第3号中の本委員会所管部分は、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和6年度柳井市市有林野区事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から特に質疑はなく、認定第5号は、全員異議なく原案のとおり認定と決しました。

続きまして、本委員会に係る付託調査等について、報告をいたします。

中心市街地の活性化と企業誘致については特に報告はありませんでした。

次に、地域資源を生かした観光の振興についてです。

12月の委員会では、2025サザンセト・ロングライドinやまぐちについて、大畠瀬戸うずしおクルーズ体験ツアーについて及び第68回柳井まつりについて報告がありました。

次は、農林水産業及び地域の活性化についてです。

12月の委員会では、有害鳥獣の捕獲実績について及び国営緊急農地再編整備事業（南周防地区）について報告がありました。

次に、本委員会に係るその他の事項について報告いたします。

9月の委員会では、市道における道路陥没事故について、柳井市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について、下水道使用料改定における経営審議会中間検証の開催について及び柳井市おでかけサポート事業について報告がありました。

12月の委員会では、お出かけサポート事業YANACAについて報告がありました。

ここで、質疑応答の内容の全てにわたり、御報告することはできませんが、様々な観点からそれぞれ発言があり、活発な質疑応答がなされたところです。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。